

静岡県選挙管理委員会告示第13号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第2条第7項の規定により、第27回参議院議員通常選挙の静岡県選出議員選挙において、候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び当該基幹放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

令和7年4月18日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本正幸

	基幹放送事業者名	放送回数
テレビジョン放送	静岡放送株式会社	1
	株式会社テレビ静岡	1
	株式会社静岡朝日テレビ	1
ラジオ放送	静岡エフエム株式会社	1